

66—03 T

商標登録異議の申立ての方法

1. 登録異議申立書

(1) 根拠規定

商 § 43の4①（申立ての方式等）

登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
- 三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(2) 登録異議申立人の氏名等、商標登録の表示

ア 登録異議申立人等

登録異議申立書には、登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

イ 申立てに係る商標登録の表示

登録異議申立書には、商標登録番号、登録異議の申立ての対象となる商品及び役務の区分と指定商品又は指定役務を記載しなければならない。

(3) 商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

ア 登録異議の申立ての理由

商標登録異議申立書には、申立てに係る指定商品又は指定役務が商 § 43の2各号の一に該当する理由についての登録異議申立人の主張を記載しなければならない。

申立ての理由には、通常、

(ア) 本件登録商標の出願から登録に至るまでの経緯

(イ) 申立ての対象となる登録商標、指定商品（役務）並びに登録を取り消すべき法律上の根拠及び証拠の表示

(ウ)登録を取り消すべき具体的理由

等が記載される。

イ 必要な証拠の表示

証拠が必要な登録異議の申立てについては、申立ての理由として主張する具体的な事実を立証するための証拠の表示をしなければならない。

証拠方法としては、文書、検証物、当事者本人、鑑定人、証人がある。

(4) 商標登録異議申立書の副本提出

登録異議申立書を提出するときは、商標権者に送付するために必要な数の副本、及び審理用の副本1通を提出しなければならない（商施規 § 22①→特施規 § 4）。

(5) 登録異議の申立てがあった場合の手続

ア 登録異議申立書副本の送付

審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない（商 § 43の4④）。なお、当該登録の商標権者が代理人へ委任をしている場合には、その代理人に対し登録異議申立書の副本を送付する。

登録異議申立書副本は、登録異議理由の補充期間経過後に送付することとし、複数の登録異議の申立てがあったときはまとめて送付する。

商標権者は、この副本に対し、意見を述べることは要しない。なお、登録の取消理由の通知があったときに意見を述べる機会が与えられる（→66—04の3. 登録取消理由の通知）。

イ 専用使用権者等への通知

審判長は、登録異議の申立てがあったときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他商標登録に関し登録した権利を有する者に通知する（商43の4⑤→商 § 46③）。

ウ 登録異議の申立ての予告登録

登録異議の申立てがあったときは、商標登録原簿に予告登録する（商登令 § 1の2二）。

エ 商標公報への掲載

登録異議の申立てがあったときは、その旨を予告登録した後に商標公報（特許庁公報（公示号））に掲載する（商 § 75②五）。

2. 登録異議申立（書）及び登録異議申立事件に係る手続の不備について

(1) 根拠規定

商 § 43の15、商 § 56①→特 § 133（方式に違反した場合の決定による却下）

審判長は、請求書が第百三十一条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命じることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき（注1）

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき

三 手続について第百九十五条第一項又は第二項の規定（注2）により納付すべき手数料を納付しないとき

3 審判長は、前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第百三十一条の二第一項の規定に違反するときは、決定をもってその手続を却下することができる。

4 前項の決定は、文章をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。
（注1）特 § 71①～③（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）、§ 9（代理権の範囲）

（注2）商 § 43の15において準用する場合は、商 § 76①②（手数料）と解する。

商 § 43の15、商 § 56①→特 § 135（不適法な審判請求の審決による却下）

不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもってこれを却下することができる。

商 § 43の15、商 § 56①→特 § 133の2（不適法な手続の却下）

審判長は、審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

2 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない

3 第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

(2) 登録異議申立（書）の不備と処分

ア 補正指令と登録異議申立書の却下

登録異議申立書の方式違反又は手数料不備の場合は、審判長による補正命令を行う。

当該補正命令に対し、指定期間内に補正しないときは、審判長は決定をもって当該登録異議申立書を却下する（商 § 43の15、商 § 56①→特 § 133③）。

イ 不適法な登録異議の申立ての却下

不適法な登録異議の申立て（期間徒過等）については、補正を命じることなく審判官の合議体の決定をもって却下する（商 § 43の15、商 § 56①→特 § 135）。

(3) 登録異議申立（書）以外の登録異議申立事件に係る手続の欠陥と処分

登録異議申立書以外の登録異議申立事件に係る手続（例えば、登録異議申立人住所変更届、代理人変更届等をいう。以下「登録異議申立書以外の手続」という。）について不備があった場合は、以下の手続を行う。

ア 補正指令と手続の却下

登録異議申立書以外の手続についての方式違反又は手数料不備の場合は、審判長による補正命令を行う。

当該補正命令に対し、指定期間内に補正がされないときは、審判長は決定をもって当該手続を却下する（商 § 43の15、商 § 56①→特 § 133①）。

イ 不適法な手続の却下

審判長は、登録異議申立書以外の手続において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

審判長は、登録異議申立書以外の手続を却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与える（商 § 43の15、商 § 56①→特 § 133の2②）。

(4) 却下の決定に対する不服申立て

ア 登録異議申立書の却下の決定に対する不服申立て

上記(2)アの登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に対し提起することができる（商 § 63①）。

イ 不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対する不服申立て

上記(2)イの不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対しての不服申立てはすることができない（商 § 43の15②、商 § 43の3⑤、商 § 56①→特 § 135）。

ウ 登録異議の申立てに係る手続の却下の決定に対する不服申立て

上記3.の登録異議申立書以外の手続の却下の決定に対する不服申立ては、行政不服審査法による審査請求をすることができる（商 § 63の2→特 § 184の2）。

3. 登録異議申立書の要旨の変更

(1) 根拠規定

商 § 43の4②、③（申立ての方式等）

- 2 前項の規定(注1)により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第四十三条の二に規定する期間(注2)の経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項(注3)についてする補正については、この限りでない。

- 3 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

(注1) 登録異議申立書の記載事項

(注2) 登録異議申立期間

(注3) 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(2) 登録異議申立書の要旨を変更する補正

ア 登録異議申立人の氏名等、商標登録の表示の補正

(ア) 登録異議申立人の氏名等

登録異議申立人の氏名又は名称の補正であって、その補正の結果、登録異議申立人の同一性が失われる場合は、要旨の変更となる。

(イ) 登録異議の申立てに係る商標登録の表示の補正

商標登録番号又は登録異議の申立ての対象となる指定商品又は指定役務の表示の補正であって、その補正の結果、登録異議の申立ての対象の同一性が失われる場合は、要旨の変更となる。

なお、登録異議の申立ての対象となる指定商品、指定役務の削除は、要旨変更該当しないものとする。ただし、申立ての対象となる指定商品又は指定役務の削除は、取消理由の通知前に限る。

イ 登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示の補正

登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示について、登録異議の申立ての理由及び証拠の補充をすることができる期間経過後に、その要旨を変更する補正はこれを採用しない。

具体的には、登録異議の申立ての根拠条文や証拠の追加、変更は認めない。

上記ア、イにおいて、要旨を変更するものか否かの判断は、登録異議申立書全体に基づいて行う。

(改訂H27.2)